

「基調講演1」

憲法は〈女らしさ〉を保証しない — 市民としてのアメリカ女性 —

リンダ・カーバー
宮地ひとみ 訳

I

兵役義務は、かなりの肉体的危険を伴うものだが、いまだかつて、全国民に公平に課されたことはない。女性は、今まであらゆる戦争に、医療、食事、諜報など補助的活動のボランティアとして参加してきた。女性の仕事は、それが強制でないために、男性のものより英雄的に見えることもあったが、合衆国において、女性は常に徴兵から除外されてきた。つまり女性の戦争参加は市民としての義務の枠外で行われてきたといえる。

民主主義の話に、義務の話題はなじまない。義務について話そうとすると、責任の平等ということと並んで、義務に伴う特権の要求へと話が向きがちだからである。命をかけて国を守るという義務に対する見返りは、武器を持つ権利であるはずなのだが、たいていの退役軍人は、軍人のための年金、福利、公務員への雇用優遇措置などの「特権」が、自らの兵役に与えられた見返りだと言う。

兵役は、その起源から、西洋の市民概念の中に深く入り込んでいる。ギリシャのスバルタでは、軍人=市民という概念が理想とされたが、アテネ人は、それに、政治的配慮、陪審、投票などの義務を付け加えた。アリストテレスが、「統治し、統治されることの意味を知り、その能力を持つ、それこそが、市民の徳」と述べたような、良き市民の概念ができあがるのである。男娼が排除されるのと同じ理由で、女性はこうした政治共同体に加わることができない。女性

の身体は他の人の慰めのためのものなので、共同体の保安を脅かすことがある、と考えられたのである。女性にとって、国家の要求というものは二の次だった。女性は傷つきやすく敵と共に謀ることもあるので、男性を危険に陥れる可能性がある。しかし一方で、共同体を危険から守るためにには何もしない。このような考え方においては、女性の義務はまず家庭であり、結婚までは父親に、そして結婚後は夫に服さなければならないとされた。

ギリシャ人は、戦時に女性が果たす古典的な役割には二つのものがあると考えた。どちらの役割においても、女性は、戦争に対する批判者として位置づけられている。その一つはアンティゴーネに象徴されるものである。アンティゴーネは、自分が戦いの結果を左右できることを承知したうえで、男性が戦争においてなすことに、倫理的制限を加える「ちから」を示そうとする。もう一つの役割を象徴するカサンドラは、戦争の悲劇的な結末を予測し、不安と批判を表明しながらトロイの戦火をぬって放浪するが、誰も彼女の話に耳を傾けようとはしない。つまりどちらの役割も、男性は保護する者、女性は保護される者という古典的二項対立の域を出でていないのである。

建国初期のアメリカにおいては、愛国派の男性は自ら政治的父親の支配から自由になろうとする息子であると考えていた。しかし一方で、家庭や共同体での、女性に対する自分たちの支配を放棄しようとはしなかった。建国者たちは、妻の身体と生産力と財産は夫のものであるという、イギリスの家族関係の原則を、そのま

ま新しい共和国に持ち込んだのである。妻は、これらと引き替えに、市民として個人としての保護を夫から得るものとみなされ、夫は保護する者、妻は保護される者という図式ができあがった。こういうわけで、独立宣言一周年式典では、「国を守るために死ぬ覚悟のあるアメリカ人のみに自由を」という乾杯の声があがる。自由であるためには命をかけなければならなかつたのである。

独立革命以前には、イギリスの権威に対抗しようとした人々が、統治者と被統治者、個人と国家権威との間に、より満足のいく関係を打ち出そうとしたために、市民概念はまだ定まったものではなかった。個人と国家のつながりは、中世的な階級関係から、国家と市民の相互関係を強調したものへと変化していくのである。こうしてできあがった新しい市民権の定義は、実質的、感情的な献身によって表される「忠誠心」の問題とも関わるものであったが、その忠誠心は、しだいに兵役と同じくらいの重要性を持つようになる。そして、人種、地域、意思によって規定される忠誠心は、白人女性にも持ち得るものだったのである。共和主義の古い言説が、女性の市民権に対して懷疑的だったのに比べ、自立と個人の選択を重視するリベラルな言説は、国家の営みに、白人女性が完全な形で参加することを認めるものであったといえる。

独立戦争後、複雑でときに矛盾する市民権の意味解釈は、建国の世代から次世代へと引き継がれたが、その後、市民権と兵役義務の関係を論じる際に、ジェンダーが問題にされることはほとんどなかった。ところが、ずっと後の1928年になって、最高裁は、女性市民の兵役義務の問題を大々的に取り扱ったのである。ロジカ・シュウィマー (Rosika Schwimmer) は帰化申請の際、「もし必要なら武器を取って国家のために戦うか」という質問に、「ノー」と答えた。それまでに、その質問にノーと答えたり、あるいは自分には関係ないと考えて、答えを書かなかつた女性がどれだけいたかはわからない。しかしシュウィマーは平和主義者、反戦家として国際的に名が通っていたので、彼女の申請は、

最初から政治的有意思表示として扱われたわけである。

彼女の兵役義務に対する否定的な答えが、市民権拒否の根拠とされた。しかしオリバー・ウェンデル・ホームズ (Oliver Wendell Holmes) が、いまや古典となった最高裁法廷での意見陳述で述べているように、50才の彼女が「武器を持つことは、たとえ彼女が望んだところでありえない」ことであった。にもかかわらず、法廷の多数意見は市民権を認めないことを支持し、「必要となればいかなる場合でも、武力により、あらゆる敵から政府を守るのが憲法の根本原則にのっとった市民の義務である」と主張したのである。

II

ヴェトナム戦争は徴兵という形でアメリカの高校になだれ込んできた。1971年の春、反戦グループのフィラデルフィア・レジスタンス (Philadelphia Resistance) は、徴兵に抵抗するための候補者として4人の高校生を選んだ。アンドリュー・ローランド (Andrew Rowland) は、すでに18歳で徴兵登録を済ませていたが、他の3人は、まだ18歳の誕生日を迎えていなかつた。ローランドとその仲間は、1967年の徴兵法に異議を唱えようとしていたのである。ミライ虐殺後のヴェトナム戦争と正面から向き合つた彼らは、入隊を「戦争犯罪への加担を強制するもの」と解釈し、不法かつ違憲である戦争への参加を拒否しようとしたのだった。

彼らの依頼を受けた法律事務所は、徴兵拒否を扱うことで定評があった。そしてこの訴訟は、事務所で最年少のドナルド・ワインバーグ (Donald Weinberg) の手に委ねられることになったのである。初期の訴訟事件摘要書は、表現がおおざっぱで、「戦争は違憲だ、徴兵は違憲だ、徴兵は男性だけを特定対象にしたものだ」という具合に、何もかもが詰め込まれていた。もともとこの訴訟を、性差別の問題として深刻に受けとめている者はいなかつたのである。

訴訟は1971年6月16日に提訴されたが、司法

省の反応は冷笑的ともいえるものであった。問題にしなければならないようなことではないというわけである。原告のうち3人は、まだ徴兵登録さえしていなかった。そして徴兵法は、今までいろいろな角度から憲法上問題があるとされながらも、存続してきたものなのである。裁判所は、徴募兵が言論の自由や嘆願請求の権利の大部分を失うのは、不当なことではなく、兵役は個人の意志を無視した強制労働でもない、また徴兵から女性が排除されることも、聖職者の除外と同じように「理性的根拠」に基づくものだ、という見解を示してきた。

実際、ほんの2年前、フォーダム大学の19歳の学生が、ニューヨーク地区連邦法廷に、男性のみを対象とした徴兵は平等な法的保護の否定であり、性差別であると訴え出て、敗訴したばかりだった。その時の判事は、「もし国家を存続させようとするなら、男性は第一線で国を守り、女性は炉端の火を絶やさないようにしなければならない。これは、歴史の教えるところである」と主張した。つまり彼は、「女性は家庭にあって子を生み、次の戦争のための戦士を育てる、というのが筋ではないのか」と言ったのである。

性差別は、政府の主張のなかで、最も論拠が不十分なところであったが、ワインバーグはそこに焦点を当てた。そして最後には、性差別がただ一つの論点として生き残ることになる。3人の裁判官が任命され、審理にあたった。司法省は今回もまた、訴訟を却下するよう判事団に働きかけたが、その時には、すでに戦争は終結し、志願兵制度がしかれ、誰も徴兵されることはなくなっていたのである。

しかし徴兵制には、少数の専門家しか理解できないような側面もあった。徴兵法の権威が消失した後でも、医学部の学生には徴兵される可能性が残されていたのである。性差別に焦点を当てて訴訟が再構築されると知り、もともとの原告団はショックを受けた。そもそもこの訴訟は反戦、反徴兵の企てとして始められたものであり、性差別はその過程で、たまたま取り込まれたものだったからである。性差別という論点

を中心に据えて議論するとなると一今となってはそうするよりほかないので女性も対象に含めた徴兵制なら容認できる、ということになる。これでは、4人の若者が裁判をおこした当時の意図とは、全く違ったものになってしまうわけだ。一人を残し全員が脱落してしまい、残った一人も気持ちが揺れていた。もしワインバーグが、性差別の問題だけに焦点を当てた裁判に、心から納得するような原告を見つけだすことができなければ、訴訟そのものが成り立たなくなるのである。

医学生のロバート・ゴールドバーグ (Robert Goldberg) は、ワインバーグが夢にまで見た人物だった。ゴールドバーグは、医学部に在学する学生としては若かったといえる。1968年から1971年にかけての一連の出来事により政治に目覚めた彼は、徴兵抽選導入直後の1971年に、ハバフォード高校を卒業した。「その年から、学生には徴兵延期があるからベトナムのことを考えなくていい、などと言つていられなくなった。それが自分の問題として、戦争の意味を問い合わせなければならなくなつたのだ」とゴールドバーグは当時を振り返っている。医学生の徴兵延期措置を早く受けたいと考えたゴールドバーグは、エール大学の奨学金を断って、ペンシルバニア州立大学の課程短縮医学部プログラムに進んだ。そしてカレッジに入学するとすぐに、良心的兵役拒否について思案し始める。

またゴールドバーグは、当時のことを次のように語っている。良心的兵役拒否を考えていた、「18か19歳の頃、私が抱えていた問題は、もともとの原告たちのものと同じだった。私は、常々殺人には反対してきた。しかし軍の医療マニュアルには、医師というのは戦闘軍団の一部で、人間を修理して人殺しに行かせるために存在しているかのように書かれており、痛みや苦しみを和らげることについては、全然触れられていなかった。私にはそれが、医学の悪用に思えたのだ。」

ゴールドバーグは、良心的兵役拒否者としての申請はしたが、その手続きを完了せずじまい

だった。1972年には、徴兵の必要性が減少してしまったのである。彼は教養課程を終えて、フィラデルフィアの医学部に進んだ。しかし、徴兵制にかわって志願兵制度が採用された後でも、医者は徴兵対象のまま残されたのだった。

ゴールドバーグが、弁護士のロバート・ワインバーグに出会った頃には、性差別が訴訟の焦点になっていた。ゴールドバーグには、この裁判が、自分の考えにぴったり当てはまると思われたのである。「私は女性解放運動の最盛期に育った。もしこの運動の趣旨が正しいとされるなら、生死に関わる領域において、男性よりも女性の命の方が尊重されていいものだろうか。」ゴールドバーグは、医学部で女性と机を並べて勉強した。もし自分が戦争に行くよう言われるのなら、他のクラスメートも、男女の別なく同じように扱われるべきだと、彼は考えたのである。ゴールドバーグは、二つ返事で訴訟に参加することにした。

裁判が開かれるまで、手続き上のやりとりが、その後何年も続いたが、1970年代が進むにつれて、男女による差別的扱いは、ますます問題視されるようになってきた。女性の市民としての義務は炉端の火を絶やさないことだ、などと正面切って言えなくなったこの時、女性の市民としての義務とはいいったい何だったのだろうか。ゴールドバーグ訴訟の参加者たちにとって、それは戦争に行くことだったのである。

III

兵役義務についての論争は、ソ連がアフガニスタンに侵攻した、1979年の冬に再燃する。カーター大統領は、相手を刺激せずに、合衆国が今度の侵攻を深刻に受けとめていることを軍事的に示そうとして、男女を問わない普通徴兵登録制を提案した。

国防総省人材部のスタッフに異論はなかった。志願兵团は、女性の参加に負うところが多くなってきていたのである。妊娠などにかかる兵籍費用は、女性は非番時に男性ほど乱暴な行動をとらないということで、相殺された。また女性

のおかげで、今までより質の高い志願者を集めることができるようになり、1981年には、女性陸軍将校の在籍数が、20年前の女性入隊員総数を上回ったのである。

しかし議会は懐疑的だった。上下院の兵役委員会は、大統領の提案について、広範囲の聴聞を行った。平和主義者が、軍国主義への徹底した反対を現状にあてはめるのは容易だったが、リベラル派にとってはやっかいな問題だったのである。ベラ・アブザッグ (Bella Abzug) 下院議員は困惑を隠せず、次のように語っている。「娘や息子に徴兵登録させれば、国が分裂するというような、悪い結果をうむだけだと思うが・・・しかし登録制度というものがあるので、男女両方に適用されるべきだ。そうでなければ裁判になるだろうし、もし裁判になれば、ERA (Equal Rights Amendment 男女平等憲法修正条項) があろうとなかろうと、そういう判決がおりると思う。」結局リベラル・フェミニストたちは、だいたいにおいて徴兵の合法性を容認し、兵役義務を持てば武器所持の権利が手に入ると考えたうえで、もし徴兵登録が必要なら、女性にも同じように適用すべきだと主張したのだった。

アフリカ系アメリカ人フェミニストは特にやりにくい立場に立たされた。おもに男性会員からなる黒人問題協議会 (Conference on a Black Agenda) は、徴兵登録の再開に対して強硬な反対決議を採択したが、300万人の会員を擁する全米黒人女性評議会 (National Council of Negro Women) の会長で、リベラル派のドロシー・ハイト (Dorothy Height) は、「もしわれわれ女性が、ある領域で男性と対等であるなら、別の領域でもそうでなければならない」と訴えて、女性に徴兵登録するよう促した。一方こうした訴えに対して、「エイミー・カーターが登録に行くまでは、私の娘だって行かせない」と答える評議員もいたのである。

全米女性機構 (National Organization for Women) のジュディー・ゴールドスミス (Judy Goldsmith) は、兵役義務の受容によ

り、女性が軍隊以外のところで受ける恩恵に焦点を当てた。つまり、兵役義務を受け入れることで、女性は、アメリカの社会秩序にいきわたっている、退役軍人のための特権を要求できるようになるというわけである。「女性の登録や徴兵に反対している人たちは、女性を守ろうとしているのだと言う。しかし軍隊は、多くの仕事、訓練プログラムや、教育の機会を提供しており、そうした機会から女性は閉め出されているというのが現状なのだ。民間女性より平均して4割高い軍人給与は、数え切れないほどの若い女性が貧困から抜け出す、ただひとつの手段となるかもしれない。女性の入隊を制限することは、女性の保護どころか、女性の市民権、その給与と機会を、二級のものに押し止める結果につながるのである。」女性が戦闘行為を免除されることについては、「女性は、戦闘行為に向いておらず保護されなければならないと言わることで、かえってあらゆる暴力の犠牲になりやすくなってしまう。自衛のための訓練と自信がなければ、たいていの女性は身体的危険におびえて暮らさなければならない。女性に海軍での訓練経験があると思えば、レイピストは襲撃を控えるのではないだろうか。」ゴールドバーグはこんなふうに語った。

こういう考え方に対して、キャスリーン・ティーグ (Kathleen Teague) は、フィリス・シュラフリー (Phyllis Schlafly) にかわり保守派女性組織であるイーグル・フォーラム (Eagle Forum) を代表して、鋭い答えをしている。「軍隊の目的は、いうまでもなく国家の防衛である。女性に社会上昇や就職の機会を与えることではない。」

ティーグは反対意見を効果的に代弁した。兵役免除という「権利」は、建国以来「全てのアメリカ女性が享受してきた」ものであり、こうした「アメリカの淑女として扱われる憲法上の権利」を放棄することで、いったい女性は何を手に入れることができるのか知りたいものだ、とティーグは言ったのである。男女の公平な扱いを求めてことで、ゴールドスミス派が、男女の平等を強調し、この平等が兵役と直結したも

のであったとしたら、ティーグ派の方は、男女の差異、つまり「女性に対する敬意や丁重な態度」といった伝統的作法や、宗教文化に埋め込まれた、男女の違いを強調したといえる。「プライバシーなどほとんどなく、レイプ発生率も民間よりかなり高く、不道徳なセックスが許容されるような軍隊の環境に、自分の娘をさらさたくない」とティーグは言っている。彼女にとって、性差を維持することは、市民の権利にかかる問題だったのである。「わが国の女性には、女らしくする権利、結婚して家族を持ち、家庭を築く権利というものがある。アメリカの娘たちは、すべての女性が建国以来享受してきた権利を奪われるべきではない」と彼女は主張した。

ティーグの論議には説得力があった。男性のみを対象とした徴兵登録法が議会を通過し、1980年6月27日、カーター大統領は懸念を抱きながらも署名を行った。このような状況のもと、4日後に予定されていたゴールドバーグ裁判は、突如全米注視の的となつたのである。

ワインバーグは法廷での冒頭陳述で、本件で問題になっているのは性差別そのものなのだとということを示そうとした。彼は議会がERAを各州に提示しておきながら、一方で男性のみを対象にした徴兵登録を求めるのは矛盾していると考えたのである。

司法省側の弁護士は、「核兵器の時代といえども、戦争は武装した敵どうしの間で行われるものである。このような戦闘に、女性は携われない。それは世界中全ての国でとられている政策なのだ」と主張した。これに対してワインバーグは、「その議論は、女性は戦えないという前提に立っているが、ベトナムでの事実はそれとは逆のことを示している」と答えている。彼の念頭には北ベトナムの女性のことがあつたのである。「家庭裁判所での私の経験に照らして言うなら、女性は戦える」と判事の一人が口を挟んだ。

IV

裁判の翌日、カーター大統領は、1960年および1961年生まれの男子は、7月21日から2週間以内に全員徴兵登録しなければならないと布告した。しかし、この制度が始動する3日前に、裁判所の判決が下ったのである。一握りの若者が、「徴兵制度全体を麻痺させる」ことになった。判事団を代表して、エドワード・N・カーン (Edward N. Cahn) 判事は、「ジェンダーによる分類は、人種によるものと同様、昔から広く世の中に浸透した、しかも巧妙な差別を生み出す基準となってきた」と指摘し、1980年の徴兵法を、平等な法的保護をうたった憲法修正第5条違反としたのである。それは7月18日午後遅くのこと、徴兵登録の実施は3日以内に迫っていた。

突如として、だれも登録する必要がなくなったかのように見えた。3人の判事が徴兵登録を中止させたのである。フィラデルフィアの新聞は、「徴兵制は検査落ち——すべての男性の登録阻止される」と、徴兵検査にひっかけて皮肉った。「おはようアメリカ」出演のためニューヨークに行ったドナルド・ワインバーグは、その日、いたるところで感謝攻めにあう。しかし次の日、連邦最高裁判事のウィリアム・ブレナン (William J. Brennan Jr.) は、控訴を受理する決断を下した。ブレナン自身はフィラデルフィアの法廷の判決に賛同していたのだが、他の最高裁判事の考えに配慮する責任があったのである。下級審の判決は差し止められ、一日にして効力を失ってしまった。

今や裁判は全米の目にとまるところとなり、両陣営には、それぞれの支持者から援助の手が差しのべられた。保守派側からは、ニュート・ギングリッジ (Newt Gingrich) 下院議員、オリン・ハッチ (Orrin Hatch) 上院議員が属する、ワシントン法律財団 (Washington Legal Foundation) からのものを含めて、支持声明が殺到した。一方多くの女権擁護団体からは、ゴールドバーグ支持の声があがったのである。

その間、1976年に医学部を卒業したロバート・ゴールドバーグは、家庭医療と救急医療という2つの専門分野のレジデント・トレーニングを受けた後、1978年には、カリフォルニアで家庭医を開業している。彼はヒューマニストを自称し続けていた。「生活のために人にメスを入れたくない」と言い、コミュニティ活動にも深く関わったのである。全米初の虐待女性のためのシェルター建設活動に参加し、数年後には会長に就任している。

最高裁は、法廷陳述を1981年5月24日火曜日の午後早くに設定する。ゴールドバーグは、女性シェルターへの資金提供を求めるロビー活動のための時間を見込んで、その2、3日前にワシントンへ飛んだ。ドナルド・ワインバーグにより、裁判を支援する弁護士に引き合わされたゴールドバーグは、自分と面識のない多くの弁護士が、自分のために一生懸命働いてくれていることを知り、感動したのだった。裁判所には傍聴人の列ができ、法廷は人で溢れていた。

80分間の法廷陳述は、活気に満ちたものだったが、この訴訟の持つもともとのアイロニーが、議論の進行とともに色濃く表れた。つまり、女性の平等な義務ということよりも、議会と軍隊との関係の方に焦点が当てられたのである。女性の問題が、直接的な形で法廷に持ち出されることはなかった。男性が提訴し、男性が議論し、男性からなる判事団が質疑する、すなわち「不公平な男性差別」という枠組で問題設定がなされたのだった。米国自由人権協会 (American Civil Liberties Union) の弁護士は、「ここ何年かのうちで最も重要、かつ最も理解されなかつた裁判」と後になって評している。

ウィリアム・レーンクイスト (William Rehnquist) 判事は、女性は戦闘には起用されないのでから、議会が「徴兵に女性は必要ない」と結論するのは理にかなったことだという見解を示した。一方ブレナン判事は、こうした見解に対する、サーグッド・マーシャル (Thurgood Marshall) 判事の断固とした異議申し立てに賛意を表している。マーシャル判事は、平等な市民的義務という原則に立って反

論したのである。彼の考えによれば、最高裁は議会の意を汲むうちに、「合衆国憲法の規範」—その中には国民が国家から平等な保護を受ける権利も含まれる—にのっとって立法を審判するという、自らの「憲法上の義務」を放棄しようとしているのだった。今日の最高裁は、いつまでも根強い説得力を持つ、「女性にふさわしい役割」などという古びた通念を認知してしまっているのであり、差別的な徴兵登録を是認することは、女性を無条件に根本的な市民の義務から排除する結果になるのだと、マーシャル判事は主張したのである。

V

これまで述べてきたロスカー対ゴールドバーグ裁判 (Rostker vs. Goldberg) の話を終えるにあたり、ジェンダーと国家の関係を考える際にこの裁判が持つ重要性について、いくつかの指摘をしておきたいと思う。

女性の軍事力に占める割合が増すに従って、女性は「戦闘要員」ではなく「非戦闘要員」であるというような、単純な区別が難しくなってきた。憲法修正第2条を、ナショナル・ガード、陸・海・空軍、沿岸警備隊などに参加する、「男」の権利であると解釈することは、男性による国家暴力の独占を許すものだと指摘する学者や活動家が、近年とみに増えている。そして、こうした男性による国家暴力の独占が、軍隊以外の場面における男性暴力の容認につながることも、だんだんはっきりしてきた。一方で、ここ四半世紀ほどの間に、男性による国家暴力の独占はかなり覆されてきている。たとえば、今日の都市警察において、女性警官は日々国家権力のエージェントとしての能力を示しており、また志願兵部隊においても、女性たちは武力訓練を重ねている。湾岸戦争の終わり頃には、女性パイロットが、自分たちに対する戦闘活動制限の解除を求めた—注目すべきことに、一般的の女性兵はそうはしなかったのだが—という事実もある。

1992年のテイルフック・スキャンダル、1996

年のアバディーン・セクハラ・スキャンダルや、それらが暴露した軍隊内の異性愛文化、そしてそれに続くゲイやレズビアンの軍隊での位置づけについての論争などのために、軍隊における女性に関する議論は方向を失い、「戦闘」任務と「非戦闘」任務の区別も、あいまいなものになってしまった。軍隊が女性を進んで受け入れ、性表現のプライバシーを尊重し、そのうえで戦闘力を維持していくのかどうかは、今後の成り行きを見守るほかない。一国の軍隊がこうしたことを試みた例は、いまだかつてないのである。

しかし、女性が戦闘行為から排除されにくくなつたという事実から、総司令官の指示に従つて武器を取り命を危険にさらすのは、男性同様すべての女性の義務でもある、とアメリカ国民が考えているのかどうかを判断することはできない。

全米女性機構のジュディー・ゴールドスミスは、下院兵役委員会で証言した際に、男性と女性は、暴力に対して国家から受ける保護について異なつた期待を持っている、と述べた。すなわち男性は、自己防衛のために暴力を行使する訓練を受けたいと思えるが、女性にはそれができないというのである。また、家庭内暴力が広がるにつれて、暴力と国家保護にまつわる経験においても、男女の間に著しい差があることが、しだいにはっきりしてきた。

今日では、保護を名目に、女性が国家主導による暴力行為の義務から排除されるのかどうか、はっきりしない状況になってきている。ジュディー・ゴールドスミスは、女性の腕力と性暴力への抵抗を結びつけた点で、先見の明があった。女性が家庭内暴力にさらされる危険が増し、一方で女性が腕力で抵抗できるようになるにつれて、男性が女性の身体を守ってくれるなどという約束は、ますます空々しいものとなってきている。しかし、女性に兵役義務があるかどうかが明確になるまでには、時間がかかることが思われる。その過程においては、伝統的な女性から見れば権利とも思えないような不完全な機会と引きかえに、昔からある兵役免除の「権利」

を手放してしまうようなイデオロギーの展開に手を貸したとして、フェミニストに敵意が向けられることであろう。またそうしたイデオロギーにおいては、女性は懷疑的な批判者として国家が課すよりももっと崇高な義務を持つと主張する、アンティゴーネのような古典的女性像もまた放棄されてしまっていると、フェミニスト

が非難されることになるであろう。

(注) 本稿は*No Constitutional Right to Be Ladies: Women and the Obligations of Citizenship* (New York: Hill and Wang, 1998) 第5章の内容に修正を加えたものである。原著の注を参照されたい。